

奈良県広域水道企業団告示第 3 号

令和 7 年 3 月奈良県広域水道企業団告示第 3 号で告示した企業長印（上牧事務所及び河合事務所において使用する企業長印に限る。）は、令和 8 年 1 0 月 4 日限り廃止するので奈良県広域水道企業団公印規程に基づき告示する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真